

平成24年2月28日に神奈川労働局人事労務セミナーを開催いたしました。
アンケートにもご協力いただきありがとうございました。
なお、その際にご質問、ご要望がありましたので、本欄に掲載することにより
お答えいたします。

○派遣法の改正がいつ頃からか知りたい。

本年3月28日の参議院本会議で可決成立し、24年4月6日公布されました。
施行については、「労働契約申込みみなし制度」の施行を除いて、24年4月6日
の交付日から6月を超えない範囲内において政令で定める日となります。

なお、「労働契約申込みみなし制度」の施行日は、改正法施行後の3年後とな
っております。

神奈川労働局では「改正派遣法周知セミナー」を予定しております。日程等
決まり次第、メルマガ・HP等でお知らせいたします。

○雇用開発助成金のところで東日本大震災の被災離職者の雇用があったのです
が、私の職場で仙台にも事業所が出来、震災直前に現地でアルバイト、社員を
募集し雇ったのですが、その後に震災があり沢山のスタッフが被災しました。
この場合も適用されるのでしょうか。

ご質問の件は「被災者雇用開発助成金」の件と思われます。

この助成金は、平成23年5月2日以降に、東日本大震災の被災により離職さ
れた方や、被災地域にお住まいの方（被災により住所又は居所を変更している
方を含みます）をハローワーク等の紹介により、継続して1年以上、雇用保険
の一般被保険者としてお雇いいただいた場合に対象となります。

今回のお尋ねでは、自社雇用中に被災し、離職された方を再雇用されたケー
スと思われますので、本助成制度の対象とはなりません。

◎被災者雇用開発助成金に関する詳細につきましては、厚生労働省ホームペ
ージをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/hisaisya_kaihatu.pdf

○アルバイトを多く雇用しているのですが、未成年や学生を雇用保険に加入さ
せるべきか否か判断を悩みます。アドバイスをお願いします。（週3契約の場合

です。)

学校教育法 1 条に規定する学校、同法第 1 2 4 条に規定する専修学校、同法第 1 3 4 条第 1 項に規定する各種学校の学生又は生徒であって、大学の夜間学部及び高等学校の夜間部の定時性の課程の者以外のもの（いわゆる「昼間学生」）は被保険者とはなりません。

また、昼間学生が夜間部において就労しても被保険者とはなりません。

未成年者であっては、昼間学生以外なら一定の条件を満たせば雇用保険に加入させなくてはならないとされています。（31 日以上の雇用見込みがあつて、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上の場合）

○ジョブカード制度の申請は何人くらいいるのか。また、効果はどれくらいあるのか。

神奈川県内における平成 23 年度のジョブカード取得者数は平成 24 年 2 月末現在、11,545 人である。平成 20 年度からの累計は 25,461 人です。

なお、効果（ジョブカード取得者のうち就職者数）は把握しておりません。

○法令についてのセミナー、個別紛争を防止するためのセミナー等もっと開催してほしい。

神奈川労働局では、高年齢者雇用セミナー、紛争自主解決支援セミナー等を開催しておりますが、ご要望を踏まえ今後、より多くのセミナーを開催出来るよう検討してまいります。